

指定確認検査機関の処分等の公表要領

山梨県県土整備部建築住宅課

1 趣旨

本基準は、山梨県知事が指定する指定確認検査機関（以下「機関」という。）に対する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）による処分等に関する情報を広く公開することにより、消費者が機関を適切に選択できるように、さらには機関の公正かつ適確な業務の実施に資するように、公表の方法を定めるものである。

2 公表の対象となる処分等

次の処分等を行った場合は、公表するものとする。

- (1) 法第 77 条の 35 第 1 項及び第 2 項の規定による指定の取り消し
- (2) 法第 77 条の 35 第 2 項の規定による業務の停止
- (3) 法第 77 条の 30 第 1 項の規定による監督上必要な命令

3 公表時期及び公表方法

- (1) 法第 77 条の 30 第 2 項及び第 77 条の 35 第 3 項の規定による公示は、山梨県公報にて行う。
- (2) 前項に定める公示とは別に、各機関の処分等については、県のホームページへの掲載を、処分等を行った日に行う。
- (3) 公表の対象となる処分等で、新聞報道が連日なされているなどの社会的影響が大きい事案については、別途、記者発表等を行うものとする。

4 公表する内容

県のホームページに登載する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 処分（命令）をした年月日
- (2) 当該機関の名称及び事務所の所在地
- (3) 処分（命令）の内容
- (4) 処分（命令）事由

5 公表の期間

県のホームページへの掲載期間は、処分等の日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して 5 年とする。

附 則

この基準は、平成 29 年 10 月 6 日から施行する。